

令和 7 年 3 月

条例議案概要説明書

(条例議案 2 の説明書)

目 次

	ペ ー ジ
議案第 6 0 号 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める について	1
議案第 6 1 号 徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めるに ついて	1

議案第60号

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 固定資産税の改正

特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする。

2 軽自動車税の改正

令和7年11月以降の新たな排ガス規制に適合する50cc原動機付自転車の生産・販売の継続が困難となることに伴い、総排気量が125cc以下で、最高出力を従来の総排気量50cc原動機付自転車程度（4.0kw以下）に制限した新基準の原動機付自転車に係る税率を、50cc原動機付自転車の税率と同額とする。

3 条項の整備

本条例において引用する同法の条項を整備する。

4 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

議案第61号

徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

地方税法の改正に伴い、本条例において引用する同法の条項を整備する。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。